

安倍働き方改革のねらいを学び 職場からのたたかいを

生活改善につながる大幅賃上げ、 みんなの力で秋季年末要求を前進へ



講演する東海林さん▶

11月4日、自治労連都道府県職部会は「賃金・リストラ交流集会」を開催しました。府職労から青年を中心に13人が参加しました。

集会では、毎日新聞新潟支局長の東海林智さんが「安倍働き方改革のねらいと職場からのたたかいを」と題した講演を行いました。東海林さんは、まず初めに「労働は商品ではない」「一部の貧困は全体の繁栄にとって危険である」を根本原則とした「フィラデルフィア宣言」を紹介し、安

倍政権の働き方改革や一連の政策は「フィラデルフィア宣言」に逆行すると強く批判しました。派遣会社のチラシに「電話一本、30分でお届けします」「春の無料お試しキャンペーン」などのフレーズが使われている実態が紹介され、労働があらゆる商品化されている実態を指摘するところも

参加者の声

「人間らしい働き方」には労働組合が必要

保健所支部 加藤 誠大（青年部書記長）

今回の交流集会では、毎日新聞記者の東海林智さんのお話を聞くとともに、各単組の活動報告を聞いて非常に勉強になりました。働き方改革の「高度プロフェッショナル制度」の対象者を年収400万円まで拡大することを狙っていることや「労働時間の上限規制」と言っている過労死ラインである80時間から100時間も含められていることなどを新たに知ることができました。

各組織からの活動報告については、まだまだ分からないことだらけで、難しい話でしたが、全国的な組合活動のおかげで今の良い労働環境があるのだと感じることができました。

人間らしい働き方を確保するためには、労働組合の活動が不可欠だとよりいっそう感じる事ができ、もっと良い労働環境にしたいために私も自身も頑張ろうと思いました。

実態などを紹介しました。

講演の最後には「柔軟な働き方」をすすめる安倍政権への対抗軸として「誰も

がまともに働けば、まともな暮らしができる賃金の要求（最低賃金時給1500円など）」を掲げてたたか

う必要性を強調することも

に「公務労働者が権力者のプライベート・コマンドとならないためにも労働組合が必要である」と強調しました。

講演の後は参加した各府県からの取り組みを大いに交流しました。

台風21号による災害に、犠牲になられた方に哀悼の意を表し、被害にあわれた方に心からお見舞い申し上げます

超大型の台風21号により、全国各地で多くの方が被害にあわれ、大阪府内でも道路の陥没や、鉄道の駅・線路の冠水・破損など大きな影響が出ています。

台風21号は、近畿地方で大きな犠牲を出し、大阪府内で2人が亡くなり、20の方が軽傷を負われました。また、床上・床下被害含め住宅被害も120件を数えています。（10月24日、大阪府発表）

府職労は、犠牲になられた方に哀悼の意を表し、被害にあわれた方に心からお見舞い申し上げます。

あわせて、台風通過当日から、災害被災地での道路などの復旧をはじめ、被害にあわれた方に関係するさまざまな支援の業務にご尽力されている大阪府職員や、関係する多くの方に敬意を表するものです。

※台風21号の風・大雨で、浸水（床上・床下）、家屋の損壊などの被害はありませんか。被害状況によっては、自治労連火災共済（加入者が対象）、府職労共済（全組合員が対象）の支給対象となる場合がありますので、お問合せください。

1. 府職労共済（全組合員が対象）

自家、借家問わず、組合員が現に居住する建物の被害に対し、下表の給付となります。

全壊、全流失	60,000	半壊、半流失	30,000	床上浸水	6,000
大規模半壊	42,000	一部壊	2,000		

2. 火災共済（加入者が対象）

建物および家財を収容している建物本体について10万円を超える損害が発生した場合、「共済金+臨時費用」が給付されます。家財だけに加入の場合も給付されます。最高限度は、100口（建物と家財の合計口数）を限度です。

なお、建物本体および、電気、冷暖房等の建物の付属設備も対象とします。門や塀、物置等建物の付属物は損害の対象外です。損害の程度によって次表に基づき給付されます。

風水害等共済金は、建物本体、または窓、扉など建物の一部が直接、雨、風等によって破損したために生じた損害（急激・偶然・外因）について対象とするものであり、建物の開口部（窓や戸の閉め忘れ等）から雨・風・ひょう・雪等の吹き込みによって建物の内部に生じた損害は対象となりません。

区分	認定基準	建物と家財両方に加入		建物、家財のどちらか一方だけに加入の場合		
		1口当たり共済金	最高限度(100口)	1口当たり共済金	最高限度(100口)	
全壊全流失	建物の70%以上の損壊・流失	30,000	3,000,000	15,000	1,500,000	
大規模半壊	建物の50%以上の損壊・流失	21,000	2,100,000	10,500	1,050,000	
半壊半流失	建物の20%以上の損壊・流失	15,000	1,500,000	7,500	750,000	
一部壊	建物の損害額が100万円を超える場合	3,000	300,000	1,500	150,000	
	建物の損害額が10万円を超え100万円以下の場合	1,000	100,000	500	50,000	
床上浸水	1階の全床面積50%以上にわたる浸水	150cm以上	15,000	1,500,000	7,500	750,000
		100cm～150cm未満	10,000	1,000,000	5,000	500,000
		70cm～100cm未満	7,000	700,000	3,500	350,000
		40cm～70cm未満	5,000	500,000	2,500	250,000
		40cm未満	3,000	300,000	1,500	150,000
		1階の全床面積50%未満の浸水	100cm以上	3,000	300,000	1,500
	100cm未満	1,000	100,000	500	50,000	

憲法9条を変えて

「戦争する自衛隊」に反対する市民の声を届けて

府立病院機構労働組合 2017年秋季年末要求書提出

正規も非正規も、すべての職員が やりがいをもって働ける職場に！



11月6日、府立病院機構労働組合(病院労組)は、2017年秋季年末要求書を機構理事長あて提出しました。正規職員も、非正規職員も、賃金の増額、労働条件の改善、均等待遇の実現を求めました。

安心して働き続けられる賃上げを

昨年度の秋季年末交渉で

は、機構当局は「厳しい経営状況」を理由に、一時金を年間4・2月に引き上げましたが、0・1月分の引上げが未実施のままです。しかし、「経営が厳しい」は、賃金・一時金を支給しない理由になりません。2017年府人勤労者の支給と、未支給分をさかのぼって支給することを求めます。あわせて、生活改善につながる賃金引き上げと、各種手当の新設・増額を求めます。

非常勤職員の待遇改善、均等待遇をめざそう

機構当局は、今年11月1日以降採用の非常勤職員について更新上限を5年としました。今年3月31日以前に雇用されている非常勤職員は、5年経過した時点で全員無期転換となります。2017年4月1日以前に雇用された非常勤職員は無期転換になりません。これまで働いてきたすべての非常勤職員が無期転換するよう引き続き求めます。あわせて、非常勤職員の賃金・労働条件など待遇改善と均等待遇を求めます。

病院労組は、今後、11月17日に団体交渉を行い、その後、継続して折衝・交渉を行います。みなで声をあげて、働きやすい労働条件をつくりましょう。



府労組連は11月1日「2017年秋季年末要求書」を、知事あてに提出し、職員の切実な要求を実現するよう強く求めました。私たち府職員の賃金・労働条件については、財政状況を口実にした「賃金決定の原則」にも反する賃下げ攻撃によって生活悪化とモチベーション低下が進んでいます。全体の7割を占める「B」評価の良好な職員の内、2割の職員を相対化で「下位区分」に落とし、昇給反映で生涯賃金にも差が出る状況をつくっています。職員基本条例に基づく職員数削減計画の実施によって異常な長時間労働で「過労死ライン」を超える職員も増えていきます。しかも、あたりまえの賃金引上げとともに、圧倒的な職員が反対している相対評価を直ちに中止し、異常な長時間残業をなくし人間らしい生活を戻すためにも「業務量に見合う必要な人員増」など早急に解決すべき課題が山積しています。府労組連では、秋季年末

生活改善にこたえかねる大幅賃上げに 働きやすい職場をつくらせよう！

要求の実現とあわせて、安倍政権が狙う憲法9条改憲を許さず、過労死を増やす労働法制改悪反対、すべての労働者の賃金引き上げやたらくールの確立をめざし、職場から取り組みをすすめます。当面、「府労組連学習決起集会」(11月14日(火)19時、社会福祉指導センター5階ホール)に職場から怒りの声をあつめ大きく成功させ、切実な要求実現へ全力で取り組みましょう。

医療の現場から ② 府民のいのちと健康を守る府立病院に

大阪はびきの医療センター 山本 桃代

病気に立ち向かう子どもたちの成長にやりがいを感じる

子どもたちに合わせた対応は緊張の連続

私の勤務する小児科病棟には、喘息や肺炎(マイコプラズマ・RSウイルス等)、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等の呼吸器疾患の子どもたちが入院しています。レスパイト入院(神経難病患者やがん患者などの要介護者を対象に医療保険で短期入院を受け入れる制度)や小児の耳鼻科手術も受け入れています。

治療しながら学ぶ子どもたち

病院敷地内には、府立羽曳野支援学校もあり、長期入院している小中学生は病棟から通学し、治療を行いながら学んでいます。日中は子どもたちの元気な声が響いています。ときには大きな泣

背景に子どもたちの貧困も

子どもたちをとりまく状況は厳しく、ネグレクト(児童虐待の一つ、育児放棄)や貧困問題など

の社会背景がみえます。今の社会が人としてのくらしを苦しめ生きづらいつ世の中になっており、時にやるせなさも感じます。その一方で、子どもたちの成長を垣間見たときに大きなやりがいを感じます。



「戦争する自衛隊」はいつの国ですか？ ②

自衛隊明記で米軍とともに海外で戦争する国に

いま、なぜ9条に自衛隊を書き加えるのか

そもそも、自民党がつくった「改憲草案」では、憲法9条第2項を削除し、戦力としての「国防軍」を位置づけるとしています。では、なぜ、このタイミングで「自衛隊明記」を打ち出す必要があったのでしょうか。



防軍」の創設に対し、国民の強い批判が予想されるため「9条1項、2項を残し、自衛隊を書き込むだけだからいいじゃないか」と国民をごまかそうとしているのです。

自衛隊明記で9条2項を空文化

憲法に明記される自衛隊は、もはや「専守防衛」の自衛隊ではありません。9条に自衛隊を位置づけることによって、2項を空文化するのがねらいです。これまで自衛隊が海外で戦争に巻き込まれることがなかったのは、9条2項があったからです。自衛隊をこの制約から解放し、戦争法(安保法制)で米軍とともに海外で戦争する国にしようとしているのです。武力による世界支配の意図をみき出し、日本に強い「肩代わり」となるよう圧力をかけるトランプ政権との共同軍事行動を世界中で展開するための突破口です。

条を守らなければならない」と考えています。それは戦後72年間、憲法9条が日本の平和に大きく貢献してきたからに他なりません。このような中で9条2項の削除と「国防軍」の創設は、国民の多くは「憲法9